

第8編 エンデュランス競技 (平成30年4月1日より施行)

第800条 通則

<800.1.~800.2.2 は現行どおり>

800.2.3 距離が40kmから79kmの場合は最低1ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(2区間)。

距離が80kmから119kmの場合は最低2ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(3区間)。

距離が120kmから139kmの場合は最低3ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(4区間)。

距離が140kmから160kmの場合は最低5ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けるべきである(6区間)。技術代表の推奨と獣医師団長の承認があれば、これを5区間に削減することも可能である。(JEF)

<800.2.4~813条は現行どおり>

第814条 主催および公認エンデュランス競技会 (JEF)

814.1 40 km以上の距離でエンデュランス競技を行う。(JEF)

814.1.1 距離の表示は実測値で1 km単位とする。(JEF)

814.1.2 獣医関門における最高心拍数：20分以内の測定値で64拍/分。
(JEF)

814.1.3 走行制限時間は、設営するコースによって適正速度を考慮し、設定しなければならない。走行平均速度が時速8 km以上となるよう設定する。(JEF)

第815条 出場資格

815.1 選手：

815.1.1.14歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会に出場できる。ただし、20歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。(JEF)

公認および主催競技に参加する選手は、JEF騎乗者資格エンデュランスB級以上を取得していること。(JEF)

60 km以上の公認競技に参加する選手は、40 km以上の公認競技を1回以上完走していること。
※平成30年度中は非公認40 kmトレーニングライド(平成29年度以前)の完走証も有効とする。(JEF)

80 km以上の公認競技に参加する選手は、60 km以上の公認競技を1回以上完走していること。
※平成30年度中は非公認60 km(平成29年度以前)の完走証も有効とする。(JEF)

120 km以上の公認競技に参加する選手は、80 km以上の公認競技を2回以上完走していること。(JEF)

140 km以上の公認競技に参加する選手は、120 km以上の公認競技を1回以上完走していること。(JEF)

815.1.2 選手の完走記録は、JEF公式記録(データベースを参照)に基づく。(JEF)

815.2 馬：

815.2.1 エンデュランス競技へ出場資格を得るには、5歳以上の馬であること。ただし、トレーニングライドには、3歳以上の馬でも参加することができる。(JEF)

60 km以上の公認競技に参加する馬は、40 km以上の公認競技を1回以上完走していること。※平成30年度中は非公認40 kmトレーニングライド（平成29年度以前）の完走証も有効とする。（JEF）

80 km以上の公認競技に参加する馬は、60 km以上の公認競技を1回以上完走しており、かつ6歳以上であること。※平成30年度中は非公認60 km（平成29年度以前）の完走証も有効とする。（JEF）

120 km以上の公認競技に参加する馬は、80 km以上の公認競技を2回以上完走していること。（JEF）

140 km以上の公認競技に参加する馬は、120 km以上の公認競技を1回以上完走しており、かつ7歳以上であること。（JEF）

815.2.1 馬の完走記録は、JEF 公式記録（データベースを参照）に基づく。（JEF）

<815.2.2～815.2.6 は現行どおり>

815.3 馬の休養義務期間

815.3.1 FEI あるいは JEF 主催・公認のエンデュランス競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない。起算日は、競技の終わった日（規定上の完走許容時間）の翌日とし、次の競技発走時の前日までとする。：

走行した距離

スタート - 46km 以下	5 日
46km 超 - 86km 以下	12 日
86km 超 - 126km 以下	19 日
126km 超 - 146km 以下	26 日
146km 超	33 日

この強制休養期間は侵襲的治療が行われた場合や異常歩様の失権の場合は延長される。休養期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜（24:00）に始まり、休養期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は休養期間終了後としなければならない。（JEF）

815.3.2 侵襲的治療による強制休養期間（JEF）

皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的治療とみなされる。（このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。）失権となった馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師代表と救護獣医師には治療を行った馬を1例ずつ見直し、強制休養となる緊急の侵襲的治療か、あるいは強制休養を伴わない認可治療であったかを分類する責務がある。

継続する1年間に FEI あるいは JEF 主催・公認のエンデュランス競技会にて緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次の競技に出場する前に以下に示す強制休養期間を与えなければならない。

侵襲的治療	1 回目	合計 60 日間
侵襲的治療	2 回目	合計 90 日間

2回連続して、あるいは3ヶ月間に2回にわたって緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、2回目の事例の強制休養期間に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。

815.3.3 異常歩様による延長休養期間（JEF）

継続する1年間にFEIあるいはJEF主催・公認のエンデュランス競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技に出場する前に第815条3.1に定める強制休養期間に加えて、以下に示す延長休養期間を与えなければならない。

異常歩様	1回目	14日を追加
異常歩様	2回目	21日を追加

2回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、2回目の事例の延長休養期間追加に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。

継続する1年間に3回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった場合は、次の延長休養期間が追加される：

異常歩様	3回目	90日を追加
------	-----	--------

815.3.4 継続する1年間に4回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技会へ出場する前に6ヶ月の強制休養期間を与え、最初の競技の4週間前には獣医検査に合格しなければならない。

5回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。(JEF)

815.3.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

<815.3.6~828条は現行どおり>

第903条 ポイントの集計

④エンデュランス競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、選手、馬匹ごとに集計する。

【距離ポイント】

距離ポイントは完走人馬に下記の通り付与する。

距離	距離ポイント
160 km	60
120 km	44
80 km	28
60 km	20
40 km	12

【順位ポイント】

- ・ 出走頭数の上位1/2までの人馬に順位ポイントを与える。
- ・ 第1位の順位ポイントは出走頭数を2で除した数とする。順位が1位下がる毎に1ポイントずつ減じて順位ポイントを付与する。
- ・ 出走頭数が奇数の場合、第1位の順位ポイントは出走頭数を2で除し、繰り上げた数とする。
- ・ 失権もしくは棄権した人馬にはポイントを与えない。

【ベストコンディション賞ポイント】 3ポイント